

厚生常任委員会
資料

令和2年6月18日（木）

福祉保健部

目 次

【 予算議案 】

- I 令和2年度6月補正予算案について(議案第1号、12号関係) …… 1
- II 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて …… 9

【 特別議案 】

- I 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 …… 別冊

【 報告事項 】

- I 損害賠償額を定めたことについて …… 別冊
- II 令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 …… 別冊
- III 令和元年度宮崎県事故繰越し繰越計算書 …… 別冊

【 その他報告事項 】

- I 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について …… 10
- II 次期指定管理候補者の選定について …… 25
- III 令和2年度に策定・改定予定の主な計画について
 - 第4期宮崎県地域福祉支援計画の策定について …… 33
 - 第4期宮崎県自殺対策行動計画の策定について …… 34
 - 宮崎県高齢者保健福祉計画の策定について …… 35
 - 第6期宮崎県障がい福祉計画等の策定について …… 36
 - 宮崎県動物愛護管理推進計画の改定について …… 37

【予算議案】

I 令和2年度6月補正予算案について

議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)

議案第12号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)

○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課名	令和2年度			
		現計予算額	6月補正額		補正後の額
			議案第1号 (第4号)	議案第12号 (第5号)	
一 般 会 計	福祉保健課	12,130,070		6,262,209	18,392,279
	指導監査・援護課	175,607			175,607
	医療薬務課	6,498,580		5,604,650	12,103,230
	国民健康保険課	29,543,168			29,543,168
	長寿介護課	20,393,756			20,393,756
	障がい福祉課	16,800,772			16,800,772
	衛生管理課	1,641,547			1,641,547
	健康増進課	5,366,042	9,861	126,000	5,501,903
	こども政策課	18,265,139			18,265,139
	こども家庭課	5,712,583		310,310	6,022,893
	小計	116,527,264	9,861	12,303,169	128,840,294
特 別 会 計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	117,625,117			117,625,117 0
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	315,647			315,647 0
	小計	117,940,764	0		117,940,764
	福祉保健部 合計	234,468,028	9,861		246,781,058

周産期母子医療センター災害時医療提供設備整備事業

健康増進課

1 目的・背景

県西地区の地域周産期母子医療センターである国立病院機構都城医療センターにおいて、災害時に使用する自家発電設備に係る燃料タンクを整備することにより、災害時の周産期医療提供設備の維持・確保を図る。

2 事業概要

都城医療センターが実施する自家発電設備に係る燃料タンクの増設・強化工事に対し、補助を行う。

3 事業費

9,861千円

(財源内訳)

国庫支出金	その他	一般財源
9,861	0	0

4 事業効果

本事業による整備により、県内の周産期医療体制に係る4地区（県央・県南・県西・県北）全てにおいて、災害時においても、一定期間（3日以上）、地域周産期母子医療センターの診療機能を維持することができる。

また、南海トラフの巨大地震による津波被害が発生した場合、沿岸部の周産期医療の後方施設として大きな役割を担うなど本県の災害医療対応機能の充実が図られる。

新型コロナウイルス感染症対策に関する予算

福祉保健部

		I. 感染拡大防止策と医療体制の整備	II. 雇用維持・人材育成と事業継続のための支援(セーフティネット)
令和元年度	3月補正		生活福祉資金拡充 等 3月補正 3億3,769万8千円
令和2年度	4月補正	帰国者・接触者相談センター運営 PCR検査体制強化 病床・宿泊施設確保 医療従事者支援 マスク供給 等 4月補正 38億5,662万1千円	生活福祉資金拡充 介護サービス継続支援 介護ロボット導入 等
	5月補正	「新しい生活様式」普及・定着 等 5月補正 2,312万6千円	
	6月補正(追加)(案)	<p>感染拡大防止策と医療体制の更なる強化</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金交付事業 ② 保護施設衛生管理支援事業 最大20万円 ・医療機関、高齢者施設、障害児者施設、救護施設 6,249,346千円</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症対策体制確保事業 ・院内感染防止対策 5,604,650千円</p> <p>④ 新型コロナウイルス緊急対策事業 ・PCR検査体制強化 126,000千円</p> <p>6月補正追加 123億316万9千円</p>	<p>暮らしへの緊急的な支援</p> <p>① 生活困窮者自立相談支援体制強化事業 ・自立相談支援員増員 12,863千円</p> <p>② ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 ・5万円/世帯など 310,310千円</p>

㊦生活困窮者自立相談支援体制強化事業

福祉保健課

1 目的・背景

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者からの相談が増加していることや、生活福祉資金の利用者が貸付期間を終了したときに、さらに支援が必要となる場合も見込まれていることから、県の福祉事務所に設置する生活困窮者自立相談支援機関の体制強化が必要となっている。

2 事業概要

各福祉事務所に1名ずつ配置している生活困窮者自立相談支援員を5名増員し、体制の強化を図り、以下の事業を実施する。

- (1) 住居確保給付金や生活福祉資金を利用した方への継続的な支援
- (2) 巡回相談や個別訪問による支援ニーズの掘り起こし
- (3) 掘り起こした支援ニーズに即した各種支援制度の情報提供や利用支援
- (4) ハローワーク等と連携した就労支援

3 事業費

12,863千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
9,647	0	3,216

4 事業効果

生活困窮者自立相談支援機関の体制を強化することにより、増加する生活困窮者からの相談に速やかに対応するとともに、住居の問題や就労の問題など1人ひとりの事情に即した、幅広くかつきめ細かな支援によって生活困窮者の生活の安定が図られる。

①新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金交付事業
 ②保護施設衛生管理支援事業

福祉保健課
 医療薬務課
 長寿介護課
 障がい福祉課
 健康増進課

1 目的・背景

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、収束に向けてウイルスに立ち向かい、医療や介護・障害福祉サービス等に従事する職員に対し、最大 20 万円の慰労金を支給する。

2 事業概要

(1) 支給対象者

医療機関、高齢者施設、障害児者施設、救護施設に勤務する職員 約 10 万人

(2) 支給額

医療機関	感染症患者の入院を受け入れる医療機関等に勤務し、実際に診療等を行った医療機関等の職員	20 万円
高齢者施設 障害児者施設 救護施設	新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設等に勤務し利用者と接する職員	
医療機関	感染症患者の入院を受け入れる医療機関等に勤務する職員	10 万円
医療機関 高齢者施設 障害児者施設 救護施設	上記以外の職員	5 万円

3 事業費

6,249,346 千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
6,249,346	0	0

4 事業効果

慰労金を支給することにより、職員へ感謝の意を表するとともに、職員の士気向上や患者等の受入態勢の維持を図る。

㊦新型コロナウイルス感染症対策体制確保事業

医療薬務課
長寿介護課
障がい福祉課
健康増進課

1 目的・背景

これまで取り組んできた陽性患者の受入体制確保対策に加えて、感染拡大防止対策を進めながら、地域で必要な医療提供体制を確保していくため、疑い患者受入のための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策、一般の医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援を行う。

2 事業概要

(1) 救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策

新型コロナ疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関に対して、感染防護に必要な設備等の整備や診療体制を確保することに必要な経費を支援する。

(2) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等

医療機関・薬局等に対して、院内での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等に必要な経費を支援する。

(医療機関の取組の例)

- ①施設内の消毒等
- ②待合室の混雑を防止するための予約診療の拡大等
- ③新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないためのレイアウト変更等
- ④電話等情報通信機器を用いた診療体制の確保
- ⑤医療従事者の院内感染防止のための研修や健康管理等

3 事業費

5,604,650千円

(財源内訳) (千円)

国庫支出金	その他	一般財源
5,604,650	0	0

4 事業効果

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しながら、地域で必要な医療提供体制の確保が図られる。

②新型コロナウイルス緊急対策事業

健康増進課

1 目的・背景

新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波に備えてPCR検査を必要とする患者に、適切に検査を実施できる体制を、早急に構築する必要がある。

2 事業概要

PCR検査（検体採取）を地域で行えるよう医師会等に委託し、二次医療圏毎に7つの地域外来・検査センターを整備する。

3 事業費

126,000千円

(財源内訳)

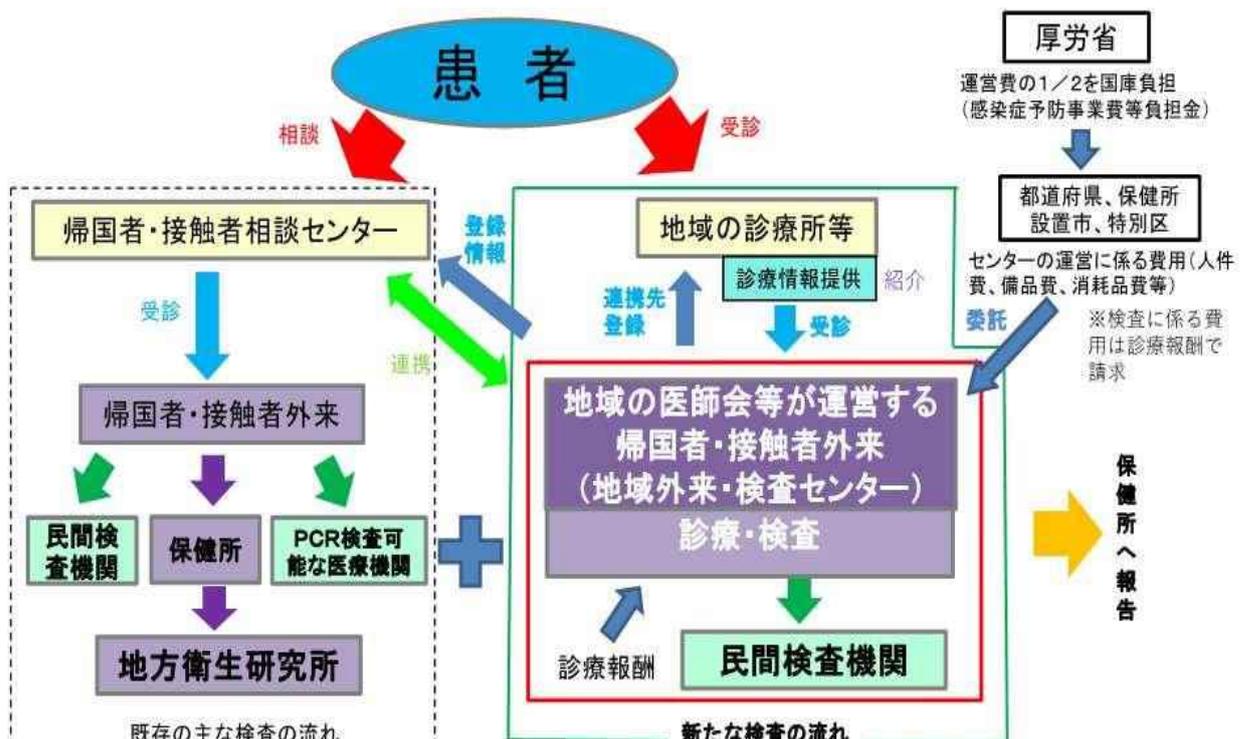
(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
63,000	0	63,000

4 事業効果

県内各医療圏での地域外来・検査センター設置を推進することで、検体採取の集約化や効率化が図られ、迅速かつスムーズな検査の実施に繋げることができる。

【イメージ】



㊦ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業

こども家庭課

1 目的・背景

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、町村に在住する対象者に対して臨時特別給付金を支給する。

2 事業概要

(1) 給付金

支給対象者		支給額
① 児童扶養手当 受給世帯等への 給付【基本給付】	ア 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者	1世帯 5万円 第2子以降1人につき3万円
	イ 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る）	
	ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者	
② 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付【追加給付】	エ 上記ア・イの支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者	1世帯 5万円

(2) 支給方法等

アの支給対象者（申請不要）には、可能な限り8月までに支給

イ～エの支給対象者（申請要）については、9月以降に可能な限り速やかに支給

3 事業費

310,310千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
310,310	0	0

4 事業効果

低所得のひとり親世帯に対して給付金を支給することにより、経済的負担を軽減し、生活の安定と福祉の向上が図られる。

II 専決処分の承認を求めることについて

(報告第1号関係)

令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)

令和2年5月15日 専決

① 生活保護諸費の補正 (福祉保健課)

(ア)	補正前の額	8, 6 6 7 千円
	補 正 額	8, 1 0 3 千円
	補正後の額	1 6, 7 7 0 千円

(イ) 補正の理由 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、社会福祉協議会等へのマスク配布を実施するため

(ウ) 財 源 国庫支出金

② 新型コロナウイルス緊急対策費の補正 (健康増進課)

(ア)	補正前の額	1, 9 5 0, 5 0 0 千円
	補 正 額	1 5, 0 2 3 千円
	補正後の額	1, 9 6 5, 5 2 3 千円

(イ) 補正の理由 新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策を含めた「新しい生活様式」をテレビCMや新聞広告を通じて周知広報し、定着を図るため

(ウ) 財 源 一般財源

【その他報告事項】

I 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について

1 国及び本県の主な対応状況

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
1月 30	国が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置		
31	WHOが「緊急事態宣言」		
2月 3			・新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第1回）の開催
5			・「帰国者・接触者相談センター」と同外来の設置
13	国が緊急対応策を公表		
21			・帰国者・接触者相談センターの24時間体制を構築
25	国が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を公表		
28	内閣総理大臣が小中高等学校等における全国一斉臨時休業を要請		・県立学校に対して「3月2日より当面、臨時休業とする」通知を发出 ・県内の小中高等学校等における一斉臨時休業（3/2～）を通知
3月 3			・本部会議（第2回）の開催（県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針等を決定）
4		1例目	・本部会議（第3回）の開催（1例目の発生に伴う対応方針等を決定）
10	国が緊急対応策（第2弾）を公表		
13	国が新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正		・本部会議（第4回）の開催（国の緊急対応策（第2弾）を踏まえた県の今後の対応等について協議） ・知事メッセージ发出（手洗い、咳エチケット、3密を避けるの要請、「みんなで宮崎を元気にする行動プラン」）
16			・県立学校に対して「県立学校の春休み期間中の対応を、当面、臨時休業期間中と同様の対応とする」通知を发出

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
17		2例目 3例目	
19	国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表		
23			<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議（第5回）の開催（県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針（改訂案）の決定等） ・県衛生環境研究所の1日のPCR検査可能数が72件（従来は24件）に増加
24	文部科学省から小中高等学校等における教育活動再開等に係る通知		
26	国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置		<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議（第6回）の開催 ・1日のPCR検査可能数が96件に増加（県72件+宮崎市24件） ・「全ての県立学校の教育活動を4月1日から再開する」通知を发出
27			<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算専決処分(生活福祉資金貸付金等)
28	国が基本的対処方針を公表		
4月 1	国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表		<ul style="list-style-type: none"> ・就職や進学等で感染拡大地域に転出される方を対象に、感染防止対策の徹底について注意喚起（県庁HP掲載）
2			<ul style="list-style-type: none"> ・知事メッセージ发出（4月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけ、東京や大阪など感染拡大地域への不要不急の往来自粛等を要請）
3		4例目 ～ 7例目	
4		8例目	
5		9例目 10例目	
6		11例目	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置 ・「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について（宮崎市内の感染拡大の状況を踏まえた）」通知を发出

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
7	<ul style="list-style-type: none"> ・国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を7都府県に発令 ・国が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を決定 	12例目	<ul style="list-style-type: none"> ・知事メッセージ発出 (緊急事態宣言の対象地域への往来自粛、対象地域滞在者に外出自粛、毎日の体温測定等を要請)
8		13例目 ～ 16例目	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議(第7回)の開催 (宮崎市内での入院病床の追加25床と軽症者の宿泊療養施設を確保) ・JR駅等に緊急のお願いポスター掲載 (対象地域への往来自粛等) ・新型コロナウイルス感染症対策調整本部事務局を設置
11	<ul style="list-style-type: none"> ・国が基本的対処方針を変更(宣言対象外の道府県に対し、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請) ・東京都が遊興施設、運動・遊技施設等に対して休業要請 	17例目	<ul style="list-style-type: none"> ・知事メッセージ発出 (繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請)
16	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」における対象拡大を発表		
17			<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議(第8回)の開催 ・知事メッセージ発出 (緊急事態宣言を受けた県外との往来や外出の自粛、県立学校の臨時休業、みんなで宮崎を元気にする行動プラン改定等) ・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」通知を発出
24			<ul style="list-style-type: none"> ・パチンコ店などの遊技施設や、スナック、バーなどの遊興施設に対して4/25から5/6までの休業を要請 ・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第2回)の開催
27			<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議(第9回)の開催
30			<ul style="list-style-type: none"> ・4月臨時議会にて補正予算議決 (PCR検査体制の強化、感染者の受け入れ病床確保、医療資機材の整備等)

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
5月 4	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を5/31まで延長を決定		・本部会議（第10回）の開催 （休業要請を5/10まで延長することを決定）
11			・休業要請対象施設において、強い警戒態勢の下での対応を開始
14	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から39県を解除		・本部会議（第11回）の開催 （緊急事態宣言の解除を受けた対応について決定） ・知事メッセージ発出（緊急事態宣言解除の考え方、新しい生活様式、経済対策等）
15			・補正予算専決処分（「新しい生活様式」普及・定着事業等）
21	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から関西地方2府1県を解除		
25	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から5都道県を解除し、全都道府県での宣言解除を決定		
26			・本部会議（第12回）の開催 （全都道府県での緊急事態宣言解除を受けた対応について決定）
27			・知事メッセージ発出（緊急事態宣言の全面解除の考え方、新しい生活様式、経済対策等）
6月 3			・知事メッセージ発出 （経済対応方針、6月補正予算案）
5			・新型コロナウイルス感染症対策協議会（第3回）の開催

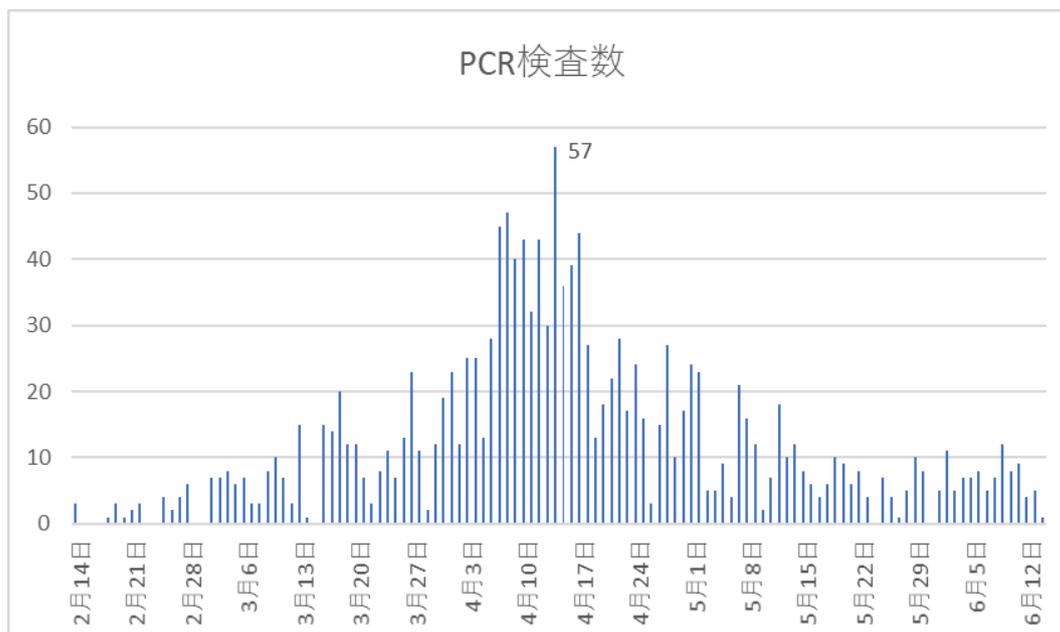
2 本県の相談・検査状況

	相談件数		検査件数		
	一般 相談	帰国者・接触 者相談センター		陽性 件数	陰性 件数
	18,971	4,540	14,431	1,480	17
				1,463	

※令和2年2月5日～6月14日までの件数(宮崎市保健所分を含む)

※相談内容は、病状に関するもののほか、一斉休校や県内での患者発生に関する問い合わせなど、多岐にわたる。

宮崎県におけるPCR検査数



3 本県の感染者状況（一覧）

令和2年6月15日現在

No.	宮崎市 No.	判明日	年代	性別	居住地	現在の状況	周囲の患者の発生	濃厚接触者の状況
1	1	3月4日	70代	男性	宮崎市	4月4日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了
2		3月17日	20代	男性	英国	3月31日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了
3		3月17日	40代	男性	高千穂町	3月23日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了
4		4月3日	50代	男性	延岡市	4月13日退院	なし	なし
5	2	4月3日	40代	女性	宮崎市	4月21日退院	No. 6の女性	なし
6	3	4月3日	10代	女性	宮崎市	4月24日退院	No. 5の女性	なし
7	4	4月3日	50代	男性	東京都	5月22日退院	No. 8の女性 No. 9の男性	No. 8の女性 以外の濃厚接触者を 特定し健康観察終了
8	5	4月4日	50代	女性	宮崎市	4月24日退院	No. 7の男性	なし
9	6	4月5日	50代	男性	宮崎市	4月21日退院	No. 7の男性	なし
10	7	4月5日	60代	男性	宮崎市	4月22日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了
11	8	4月6日	40代	男性	宮崎市	4月29日退院	No. 12の男性	濃厚接触者を特定し健康観察終了
12		4月7日	50代	男性	日南市	5月25日退院	No. 11の男性 No. 13の女性 No. 14の女性 No. 15の男性 No. 16の男性	No. 13, 14, 15, 16 以外の濃厚接触者は なし
13		4月8日	30代	女性	日南市	4月27日退院	No. 12の男性 No. 13の女性 No. 14の女性 No. 15の男性 No. 16の男性	なし
14		4月8日	10代	女性	日南市	5月14日退院		なし
15		4月8日	10代	男性	日南市	5月24日退院		なし
16		4月8日	10代	男性	日南市	5月15日退院		なし
17	9	4月11日	50代	女性	宮崎市	5月8日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了

新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制（第2次）

患者振り分け

検体採取

各医療圏ごとに医師会、帰国者接触者外来、協力医療機関等で採取

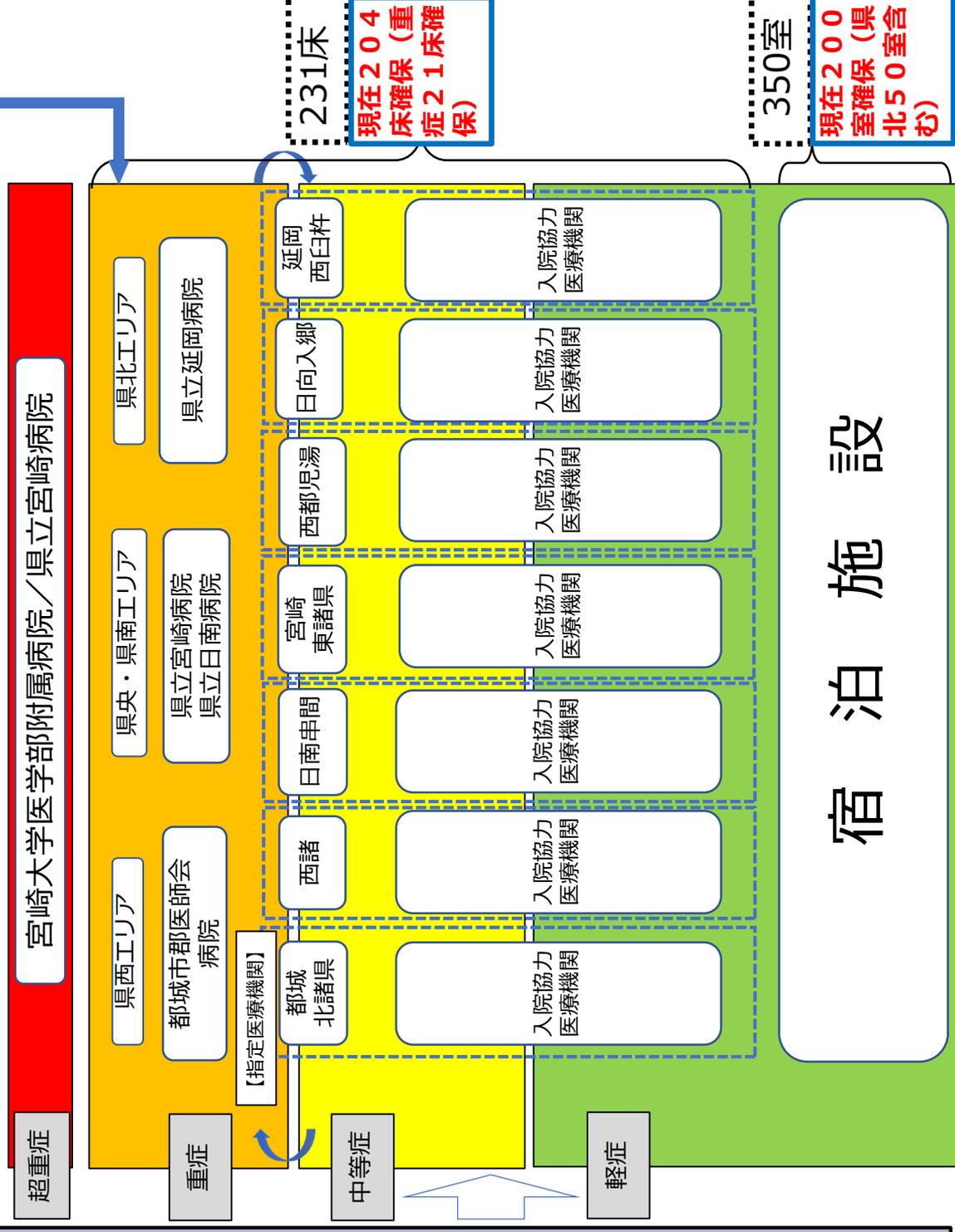
16

PCR検査

- ①行政検査（衛生環境研究所/宮崎市保健所）
168件/日
 - ②保険診療
14件/日（6/1～）
- 今後とも検査件数の増加を図る

182件/日(6/1～)

- 原則、圏域内の医療機関等で受入
- 圏域内の病床数を超える場合は、他圏域の医療機関等又は宿泊施設で患者受入を調整。



231床
現在204床確保(重症21床確保)

350室
現在200室確保(県北50室含む)

宿泊施設

PCR 検査の実施体制について

1 行政検査

- (1) 県衛生環境研究所 1日最大72件を120件に拡大
職員体制を整備することにより、実施。
- (2) 宮崎市保健所 1日最大24件を48件に拡大
検査機器を1台から2台に増設し、実施。

2 保険診療による検査

- (1) 都城市郡医師会
都城健康サービスセンターにおいて、6月1日から検査を開始。1日最大14件
帰国者・接触者外来を受診し、医師が必要と認めた者について検体を採取し検査。
さらに機器を整備することにより、検査件数の拡大を計画している。
- (2) 宮崎市郡医師会
臨床検査センターで機器を導入し、検査を実施予定（開始時期調整中）
1日最大20件
- (3) 延岡市
延岡市夜間急病センターに検査室を整備し、検査を実施予定（開始時期調整中）
1日最大24件
- (4) その他
今後とも医療機関と協議し、保険診療に必要な委託契約を締結し、検査件数の増加を
図る。また、抗原検査※については、検査キットの医療機関への供給配布に併せて保険
診療での検査を開始する。
※抗原（ウイルス特有のタンパク質）をキットを使用して検出するもの。特別な検査
機器を要せず、約30分で検査結果を得られる。PCR検査と比較して検出に一定以上
のウイルス量が必要であることから、当面、陰性の場合PCR検査が必要。

3 総括

県衛生環境研究所及び宮崎市保健所による行政検査を1日計168件に拡充するとともに、都城・北諸県圏域の14件を加え6月1日からは182件の検査体制となっている。

新型コロナウイルス感染症患者入院病床

		当初	5月25日現在	圏域計
宮崎東諸県	感染症指定医療機関	7	7	91
	協力医療機関等	0	84	
日南串間	感染症指定医療機関	4	4	10
	協力医療機関等	0	6	
都城北諸県	感染症指定医療機関	4	4	36
	協力医療機関等	0	32	
西 諸	感染症指定医療機関	4	4	16
	協力医療機関等	0	12	
西都児湯	感染症指定医療機関	4	4	21
	協力医療機関等	0	17	
日向入郷	感染症指定医療機関	4	4	18
	協力医療機関等	0	14	
延岡西臼杵	感染症指定医療機関	4	4	12
	協力医療機関等	0	8	
合計		31	204	

※入院病床数については、診療等の状況により変動する可能性がある。

※各圏域の病床数を超える患者が発生した場合は他の圏域で受け入れる。

緊急事態宣言の解除を受けた主な対応

最終改定
令和2年5月26日

	緊急事態宣言の 全国拡大 (4/16～5/6)	緊急事態宣言の 解除 (5/15～5/24)	緊急事態宣言の全国解除	
			(5/25～5/31)	(6/1～)
県民の方へ (県外往来)	できる限り避ける (GW中は徹底)	極力、自粛	極力、自粛	解除 (一部首都圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)及び北海道(以下「5都道県」という。))及び感染流行地域への往来は慎重に)
県民の方へ (外出)	できる限り外出を 自粛 (人との接触機会 8割減等)	①外出自粛は解除(以下の場所は避けるよう注意喚起) ・「三つの密」(密閉、密集、密接)がある場 ・クラスター発生施設(ライブハウス、カラオケ等) ②感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底	①外出自粛は解除(以下の場所は避けるよう注意喚起) ・「三つの密」(密閉、密集、密接)がある場 ・クラスター発生施設。ただし、ガイドライン実践施設を除く。 ②感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底	同左
県外の方へ	極力、来県自粛	極力、来県自粛	極力、来県自粛	解除 (5都道県及び感染流行地域の方は来県は慎重に)
県主催 イベント	原則、中止・延期	「三つの密」を避けるなどの対策を徹底の上、状況に応じ、実施 ・全国的かつ大規模イベントは、リスクへの対応が整わない場合は、中止・延期	「三つの密」を避けるなどの対策を徹底の上、状況に応じ、実施 ・全国的かつ大規模イベントは、リスクへの対応が整わない場合は、中止・延期	別紙
公の施設	原則、利用制限等	「三つの密」を避けるなどの対策を徹底の上、状況に応じ、開館等	「三つの密」を避けるなどの対策を徹底の上、状況に応じ、開館等	同左
休業要請・ 警戒態勢	休業要請(～5/10まで延長) ・遊興施設等(繁華街の接待を伴う飲食店等) ・遊技施設(パチンコ店等)	強い警戒態勢 ・遊興施設等 ・遊技施設	持続的な警戒態勢 ・全ての事業者(ガイドラインの実践)	同左
県立 学校	臨時休校	5/24まで臨時休校 (5/25の完全再開に向けて、5/20より全学年、連日の登校日設定、部活動の一部再開可)	再開 (部活動一部制限)	同左 (部活動制限を緩和)

※5/7～5/14は省略

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

- イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途 *ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援		△ 【十分な間隔】 (できれば2m) *感染状況を踏まえて、判断。

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	* 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○	△ * 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後	○	○ * GoToキャンペーンによる支援

1. 基本的な考え方

(1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。

(2) 県内で圏域（二次医療圏単位（※1））ごとに、新規感染者などを目安にして、国の専門家会議が指摘する地域（警戒レベル）への該当性を判断して対応を示し（宮崎県独自）、県民に速やかな行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

※1 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域

④西都市・児湯郡圏域、⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域

※2 圏域ごとの状況は、迅速に県HPで公表

地域（警戒レベル）	一例
(A) 感染未確認地域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない
(B) 新規感染者が限定的な地域	・新規感染者が一定数に収まっている
(C) 感染状況が厳しい地域	・新規感染者の増加又は感染経路不明の例が続発（直近1週間）又は感染集団（クラスター）の発生

2. 地域（警戒レベル）に応じた対応

地域（警戒レベル）	県民の方	県外の方	県主催のイベント等（※3）	県有の公の施設
【A～C共通】 新しい生活様式等	○「三つの密」（密閉、密集、密接）を避けるなどの対策を徹底 ○県をまたぐ移動は別紙	○5月末までは一律の来県自粛 ○6月1日からは埼玉、千葉、東京、神奈川、北海道等からの移動は慎重な対応を要請	○「三つの密」を避けるなどの対策を徹底	○「三つの密」を避けるなどの対策を徹底

(A) 感染未確認地域	○上記以外の外出自粛なし	—	○実施（別紙）	○開館
(B) 新規感染者が限定的な地域	○上記以外の外出自粛なし	—	○状況に応じ、実施（屋内で50人以上のものは控えるなど、規模縮小を含む）	○状況に応じ、開館（入場制限などの利用制限）
(C) 感染状況が厳しい地域	○できる限り、外出自粛	—	○原則、中止又は延期	○原則、閉館、利用制限

※3 入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する。実施等する場合、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加に注意。実施等に当たり、感染対策の工夫などについて県福祉保健部が相談に応じる。

※4 市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

3. 持続的な警戒態勢

- ・全ての事業者に対して、県が先行的に独自に示したガイドライン（改訂版）や業界の全国組織が示した業種別ガイドラインを参考に、ガイドラインを作成・実践することを要請する。
- ・各施設・事業所で感染者が確認された場合、再発防止策の検証・徹底を要請する。
- ・クラスター発生施設等（接待を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケ等）の場合は、その感染状況に応じて、必要な範囲で同業種施設も含め営業自粛等を要請する（詳細は県と協議）。

4. その他

- ・高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合、当該施設等に営業自粛を要請する（詳細は県と協議）。

5. 適用

令和2年5月15日付け宮崎県対応方針を改正し、令和2年5月26日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ、特例貸付を実施しています。

緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

貸付上限額	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内		
据置期間	1年以内		
償還期限	2年以内	貸付利子・保証人	無利子・不要

総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

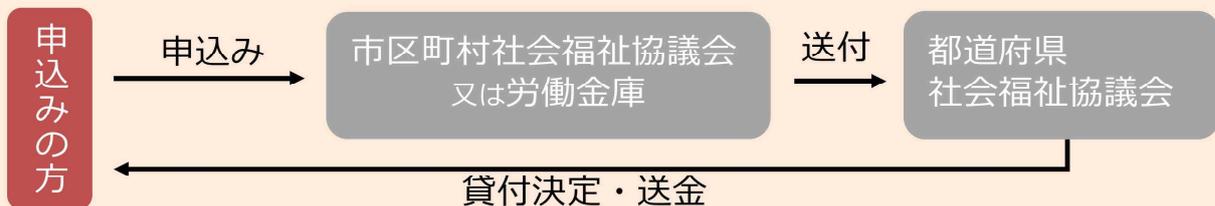
生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

貸付上限額	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 (貸付期間：原則3月以内)		
据置期間	1年以内		
償還期限	10年以内	貸付利子・保証人	無利子・不要

- ※1 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。
- ※2 まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月貸し付けることで対応。(最大80万円)

貸付手続きの流れ



※5月28日から郵便局でも申込みの受付を開始

貸付決定件数・金額実績（3月25日～6月12日）

	緊急小口資金	総合支援資金	合計
件数	3,296件	784件	4,080件
金額	576,300千円	411,660千円	987,960千円

II 次期指定管理候補者の選定について

福祉保健課
障がい福祉課
こども家庭課

1 管理運営実績について

(1) 指定管理業務の概要

現在の指定期間は、平成30年4月1日～令和3年3月31日（3年間）

施設名（所管課）	設置目的	指定管理者
宮崎県福祉総合センター （福祉保健課） （所在地） 宮崎市原町2番22号	児童福祉法第40条の児童厚生施設、社会福祉関係者の研修施設及び民間社会福祉活動の増進を図るための施設	(株)文化コーポレーション
県立母子・父子福祉センター （こども家庭課） （所在地） 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター本館4階	母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条に規定する母子・父子福祉センター	
県立視覚障害者センター （障がい福祉課） （所在地） 宮崎市江平西2丁目1番20号 宮崎県生活情報センター1階	身体障害者福祉法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設	(公財)宮崎県視覚障害者福祉協会
県立聴覚障害者センター （障がい福祉課） （所在地） 宮崎市江平西2丁目1番20号 宮崎県生活情報センター2階	身体障害者福祉法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設	(社福)宮崎県聴覚障害者協会

(2) 施設利用状況・施設収支状況

ア 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター

指 標	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設利用者数 (単位:人)	83,780	82,950	80,120
施設利用回数 (単位:回)	4,015	3,984	3,699

(単位：千円)

内 容	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収 入 (a)	53,310	52,179	53,427
うち指定管理料	53,199	52,090	53,356
うち利息・事業収入等	111	89	71
支 出 (b)	46,739	46,595	47,422
収支差額 (a-b)	6,571	5,584	6,005

※平成29年度は、前期指定期間における実績

イ 県立視覚障害者センター

指 標	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設利用者数 (単位：人)	4,405	4,171	3,884

(単位：千円)

内 容	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収 入 (a)	25,394	25,786	26,140
うち指定管理料	25,260	25,556	26,029
うち利息・事業収入等	134	230	111
支 出 (b)	25,461	25,862	26,225
収支差額 (a-b)	-67	-76	-85

※平成29年度は、前期指定期間における実績

ウ 県立聴覚障害者センター

指 標	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設利用者数 (単位：人)	5,998	6,263	5,600

(単位：千円)

内 容	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収 入 (a)	25,176	25,462	25,934
うち指定管理料	25,176	25,462	25,934
うち利息・事業収入等	0	0	0
支 出 (b)	25,176	25,462	25,934
収支差額 (a-b)	0	0	0

※平成29年度は、前期指定期間における実績

(3) 管理運営状況（平成30～令和元年度）

利用者の利便性、サービス向上及び利用者増に向けた取組は、以下のとおり。

ア 共通事項

- ① アンケートや意見箱等による利用者満足度調査の実施
- ② 自主企画イベントの充実

イ 個別事項

- ① 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター
ホームページでの会議室等の予約システムの運用、土曜日・日曜日及び夜間の会議室等の利用促進、児童交通遊園での交通安全指導業務の実施等

② 県立視覚障害者センター

土曜日・日曜日の開館による来客対応、ロービジョンケアとして、電話相談窓口「愛（EYE）ひなた」の開設。

③ 県立聴覚障害者センター

土曜日・日曜日の開館による来客対応、字幕付き映画情報等のお知らせなど、積極的なホームページ更新。

(4) 評価

ア 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター

施設の利用及び維持管理については、基本協定に基づき適切に行われているとともに、自主事業にも積極的に取り組まれており、利用者からの評価も高く、概ね適正な管理運営が行われている。

イ 県立視覚障害者センター

施設の利用及び維持管理については、基本協定に基づき適切に行われているとともに、点字図書及び録音図書の製作・刊行、視覚障がい者に対する点字等の講習・相談業務等に関しても計画的かつ適切に実施されており、利用者からの評価も高く、概ね適正な管理運営が行われている。

ウ 県立聴覚障害者センター

施設の利用及び維持管理については、基本協定に基づき適切に行われているとともに、手話奉仕員等の育成等、聴覚障がい者に対する啓発事業・相談業務等に関しても計画的かつ適切に実施されており、利用者からの評価も高く、概ね適正な管理運営が行われている。

2 次期の募集方針（案）について

(1) 業務の範囲

ア 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター

- ① 会議室等の予約管理・利用許可等業務
- ② 本館、人材研修館、児童交通遊園等の維持管理業務
- ③ 児童交通遊園を利用する団体の交通安全指導等業務
- ④ その他知事が必要と認める業務

イ 県立視覚障害者センター

- ① 研修室等の維持管理業務
- ② 点字図書・録音図書の製作、貸出及び閲覧等業務
- ③ 点訳奉仕員・朗読奉仕員の育成指導、点字講習等業務
- ④ 視覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務
- ⑤ 視覚障がい者に対する相談業務
- ⑥ その他知事が必要と認める業務

ウ 県立聴覚障害者センター

- ① 研修室等の維持管理業務
- ② 聴覚障害者用字幕（手話）入りDVD等の製作及び貸出業務
- ③ 手話奉仕員・要約筆記奉仕員等の養成・派遣、手話講習等業務
- ④ 聴覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務
- ⑤ 聴覚障がい者に対する相談業務
- ⑥ その他知事が必要と認める業務

(2) 指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

(3) 基準価格

- ア 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター
年額55,292千円（指定期間総額165,876千円）
- イ 県立視覚障害者センター
年額26,835千円（指定期間総額 80,505千円）
- ウ 県立聴覚障害者センター
年額26,391千円（指定期間総額 79,173千円）

(4) 利用料金

施設の設置目的を考慮し、利用料金制は導入しない。

(5) 募集

- ア 募集期間
令和2年7月6日～9月7日
- イ 募集広報
県公報、県庁ホームページのほか、新聞・テレビ・経済団体の会報等で広報
- ウ 現地説明会の開催、質問・資料閲覧対応による情報の提供

(6) 資格要件

ア 共通事項

- ① 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- ⑤ 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑦ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。

イ 個別事項

- ① 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター
 - 消防法施行令第3条第1項第1号イからニまでのいずれかに該当する防火管理者を配置すること。
 - 交通安全指導を行う者及び児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者を配置すること。(兼務可)
- ② 県立視覚障害者センター
 - 身体障害者福祉法第34条の規定に基づく視覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を3人以上従事させること。
 - 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の育成及び指導の実績を有する者を確保すること。
- ③ 県立聴覚障害者センター
 - 身体障害者福祉法第34条の規定に基づく聴覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を3人以上従事させること。
 - 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成、派遣の実績を有する者を確保すること。

(7) 選定

ア 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県(施設所管課)	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県(施設所管部局及び指定管理者制度所管部局)	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者(案)が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。

イ 宮崎県福祉総合センター等指定管理候補者選定委員会

委員長	米村 敦子	宮崎大学教育学部特別教授
委員	糸山 秀彦 中村 久美子 齊藤 勝子 興梠 寛治	南九州税理士会宮崎県連合会 点訳・音訳友の会会長 宮崎県手話サークル連絡協議会会長 宮崎県社会福祉協議会事務局長

ウ 宮崎県福祉総合センター等指定管理候補者選定会議

議 長	福祉保健部長
副議長	福祉保健部次長（福祉担当）
委 員	こども政策局長 福祉保健課長 障がい福祉課長 こども家庭課長 行政改革推進室長

(8) 選定基準

- ① 住民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- ④ 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な管理運営に関する能力を有するものであること。
- ⑤ 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること。

(9) 審査項目・配点

選定委員会の採点合計が、総配点の100分の60以上を満たすこと。

ア 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター

選定基準	審 査 項 目	配 点
①住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針 県が示した管理の基準に対する理解及び対応 平等な利用の確保に関する提案	10
②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案 利用者増への取組など施設の効用を最大限に発揮できる提案 施設の設置目的の理解と課題の認識 指定管理者の業務に対する意欲 施設等の維持管理の適格性 利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映 児童交通遊園を利用する団体の交通安全指導	30
③経費の縮減等	指定期間に県が支払う指定管理料の提案額 業務遂行のための適切な経費の積算 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	10

④事業計画を着実に実施するための管理運営能力	<p>必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制）</p> <p>職員の能力育成（研修体制）</p> <p>継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）</p> <p>過去の類似事業の実績、評価</p> <p>事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性、継続性、安定性</p> <p>個人情報保護、情報公開への対応</p> <p>火災や地震災害の場合の対応、不審人物の対応、児童遊園の遊具事故の対応、レジオネラ属菌が検出された場合などの安全管理、危機管理、リスク管理に対する対応</p>	40
⑤地域への貢献等	<p>環境保全、環境に配慮した施設管理</p> <p>育児休業制度、介護休暇などの配慮</p> <p>障がい者等の就労支援への対応</p>	10
合計		100

イ 県立視覚障害者センター、県立聴覚障害者センター

選定基準	審査項目	配点
①施設の利用者の平等な利用の確保	<p>施設運営に関する基本方針</p> <p>県が示した管理の基準に対する理解及び対応</p> <p>平等な利用の確保に関する提案</p>	10
②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	<p>利用者サービスの向上に関する提案</p> <p>利用者増への取組など施設の効用を最大限に発揮できる提案</p> <p>施設の設置目的の理解と課題の認識</p> <p>指定管理者の業務に対する意欲</p> <p>施設の維持管理の適格性</p> <p>利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映</p>	30
③経費の縮減等	<p>指定期間に県が支払う指定管理料の提案額</p> <p>業務遂行のための適切な経費の積算</p> <p>管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案</p>	10
④事業計画を着実に実施するための管理運営能力	<p>必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制）</p> <p>職員の能力育成（研修体制）</p> <p>継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）、信頼性</p> <p>過去の類似施設等の運営実績、評価</p> <p>事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性、継続性、安定性</p> <p>個人情報保護、情報公開への対応</p> <p>安全管理、危機管理、リスク管理に対する対応</p>	40

⑤地域への貢献 等	環境保全、環境に配慮した施設管理 育児休業制度、介護休暇などの配慮 障がい者の就労支援への対応	10
合計		100

3 スケジュールについて

令和2年	6月4日	第1回 指定管理候補者選定委員会 (今期の実績検証、次期の募集方針等の検討)
	7月6日～9月7日	募集期間
	9月中旬	指定管理候補者選定 書類審査
	10月上旬	第2回 指定管理候補者選定委員会による審査
	10月上旬	指定管理候補者選定会議による確認
	10月中旬	指定管理候補者の選定
	11月定例県議会 議決後	指定管理者指定議案等の提出 指定管理者の指定
令和3年	1～3月	基本協定の締結・業務の引継
	4月1日	新指定管理者による業務開始

Ⅲ 令和2年度に策定・改定予定の主な計画について

○ 第4期宮崎県地域福祉支援計画の策定について

福祉保健課

1 策定の理由

本計画は社会福祉法第108条に基づき定めているものであり、今年度末で現行の計画期間が満了することから、計画の見直しを行い、令和3年度からの第4期計画を策定するものである。

2 概要等

(1) 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

(2) 計画の趣旨

市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて引き続き市町村を支援していくため計画を策定する。

(3) 主な内容（案）

- ① 高齢者、障がい者、児童その他の福祉に関し、共通して取り組む事項
- ② 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

3 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|--|
| 令和元年12月 | 「地域共生社会の実現」に向けた県民意識調査の実施 |
| 令和2年7月 | 地域福祉関係者向けアンケート調査の実施 |
| 8月 | 第1回宮崎県地域福祉支援計画策定委員会ワーキングチーム会議（計画概要）
第1回宮崎県地域福祉支援計画策定委員会（計画概要） |
| 10月 | 常任委員会に報告（計画概要）
第2回宮崎県地域福祉支援計画策定委員会ワーキングチーム会議（計画素案）
第2回宮崎県地域福祉支援計画策定委員会（計画素案） |
| 12月 | 常任委員会に報告（計画素案）
パブリック・コメントの実施 |
| 令和3年1月 | 第3回宮崎県地域福祉支援計画策定委員会及びワーキングチーム会議（計画案） |
| 3月 | 常任委員会で審議（計画案）
計画策定 |

○ 第4期宮崎県自殺対策行動計画の策定について

福祉保健課

1 策定の理由

本計画は、「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）に基づき定めているものであり、今年度末で現計画期間が満了することから、計画の見直しを行い、令和3年度からの第4期計画を策定するものである。

2 概要等

(1) 計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

(2) 計画の趣旨

県、市町村並びに保健・福祉・医療・教育・労働等の関係機関・団体が連携しながら、これまでの取組の成果や課題、そして平成28年4月に施行された改正後の自殺対策基本法並びに自殺総合対策大綱の趣旨も踏まえ、県を挙げて、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指すため計画を策定する。

(3) 主な内容（案）

- ① 本県における自殺の状況等
- ② 基本施策
 - ・地域におけるネットワークの強化
 - ・自殺対策を支える人材の育成
 - ・住民への啓発と周知
 - ・生きることの促進要因への支援
 - ・児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- ③ 施策の推進体制

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年	7月～8月	こころの健康に関する県民意識調査
	7月	第1回宮崎県自殺対策推進本部会議（計画概要） 第1回宮崎県自殺対策推進協議会（計画概要）
	10月	常任委員会に報告（計画概要）
	11月	第2回宮崎県自殺対策推進協議会（計画素案）
	12月	常任委員会に報告（計画素案） パブリック・コメントの実施
令和3年	2月	第2回宮崎県自殺対策推進本部会議（計画策定）
	3月	常任委員会に報告（計画案） 計画策定

○ 宮崎県高齢者保健福祉計画の策定について

長寿介護課

1 策定の理由

本計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき定めているもので、3年ごとに見直すこととされていることから、今年度、現計画（第8次県高齢者保健福祉計画・第7期県介護保険事業支援計画 計画期間：平成30年度～令和2年度）の見直しを行い、今後3か年における高齢者保健福祉施策の指針となる新たな計画を策定する。

また、国の認知症施策推進大綱を踏まえて、新たに「第1次県認知症施策推進計画」を策定し、本計画に位置づける。

2 概要等

(1) 計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

(2) 計画の構成・趣旨

国の示す基本指針及び市町村が策定する介護保険事業計画との調和を図りながら、広域的な見地から、県として高齢者保健福祉計画、介護保険事業支援計画、認知症施策推進計画を一体のものとして策定する。

① 第9次県高齢者保健福祉計画

すべての高齢者を視野に、介護保険サービスに限らず、高齢者関連施策全般を対象とする。

② 第8期県介護保険事業支援計画

市町村が行う介護保険事業における保険給付の円滑な実施の支援に関する計画であり、介護給付対象サービスを提供するために必要な事項等を定める。

③ 第1次県認知症施策推進計画

認知症施策の計画的推進を図ることを目的として、大綱を踏まえ策定する。

(3) 主な内容（案）

- ・ 高齢化等の状況や要支援者及び要介護者等の状況
- ・ 2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ・ 介護給付等対象サービスの種類ごとの必要量の見込み
- ・ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年	7月	国の基本指針案提示、骨子案の作成
	10月	市町村ヒアリング
	11月	高齢者サービス総合調整推進会議の意見聴取
	12月	常任委員会に報告（計画素案） パブリックコメントの実施
令和3年	1月	高齢者サービス総合調整推進会議の意見聴取
	3月	常任委員会で審議（計画案） 計画策定

○ 第6期宮崎県障がい福祉計画等の策定について

障がい福祉課

1 策定の理由

「宮崎県障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第89条の規定に基づき平成18年度に策定し、令和2年度で第5期計画の計画期間が満了することから、令和3年度からの新たな第6期計画を策定する。

また、児童福祉法により策定することとされている「宮崎県障がい児福祉計画」についても、同法第33条の22の規定に基づき、第6期障がい福祉計画と一体のものとして策定する。

2 概要等

(1) 計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

(2) 計画の趣旨

本計画は、国の基本的指針及び市町村計画等を踏まえ、障がいのある人々が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要なサービスが地域において計画的に提供されることを目的として策定するものである。

(3) 主な内容（案）

- ① 障がい者・児福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ② 障がい者・児福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施方策

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年	6月	常任委員会に報告
	8月	市町村との意見交換
	10月	障害福祉サービス事業者及び障がい者関係団体等との意見交換 宮崎県障害者施策推進協議会で検討（計画素案）
	12月	常任委員会に報告（計画素案） パブリックコメントの実施 宮崎県障害者施策推進協議会で検討（計画案）
令和3年	3月	常任委員会に報告（計画案） 計画策定

○ 宮崎県動物愛護管理推進計画の改定について

衛生管理課

1 策定の理由

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づき定められている「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して、都道府県が策定するものであり、本指針が令和2年4月に改定されたことから、本計画を改定するものである。

2 概要等

(1) 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

(2) 計画の趣旨

県民ひとりひとりの中に、動物の命を尊重する考え方及び態度を醸成し、動物に対する社会的な責任を自覚した上での適正な飼養等を普及させることにより、適切な動物の愛護及び管理の基盤となる県民共通の理解を形成することで、「人と動物の共生する社会」の実現を図る。

(3) 主な内容（案）

- ・殺処分減少に向けたさらなる取組
- ・動物愛護センターの機能強化
- ・人とペットの災害対策
- ・多様な関係者との連携及び人材の育成

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年	6月～9月	計画素案の作成
	10月	動物愛護推進協議会の意見聴取（計画素案）
	12月	常任委員会に報告（計画素案）
		市町村動物管理業務担当者会議の意見聴取
		パブリックコメントの実施
令和3年	1月	動物愛護推進協議会の意見聴取（計画案）
	3月	常任委員会に報告（計画案）
		計画策定